

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 29 日

雫石町長 深谷 政光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 雫石地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 30 年 2 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 249

法人 6 経営体

個人 32 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はいるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 稲作主体の兼業農家が多い地域である。当面は中心となる経営体や広域的に展開している農業法人等と連携し地域農業を進めていく。

土づくりに堆肥を利用し、減化学肥料・減農薬栽培による「安心・安全」な良食味米づくりを進めると共に、米を活用した 6 次産業化の先進地域であることから、さらなる規模拡大を進める。また、小麦・大豆についても 6 次産業化を進める。

- 畜産については、転作田に飼料作物を作付けし繁殖牛の増頭を進めると共に、稲作や野菜などとの複合化を進め経営の安定を図る。

- 転作田に野菜や花卉を作付けすることで高収益作物による複合化や高付加価値化を進めていく。また、花卉栽培の新規就農者へ農地斡旋や技術支援を行っていく。